

栃木県スマート農業・農業DX推進会議設置要領

（趣旨）

第1条 県ではこれまで、スマート農業とちぎ推進方針に基づき、先進事例等の紹介や機器の導入支援等により、スマート農業技術の活用を促進してきた。

今後、担い手の大幅な減少が懸念される中、データ活用を含めたスマート農業技術の導入を加速化していくためには、技術の急速な高度化や国のスマート農業技術活用促進法の施行など、日々進展する情勢を的確に捉えて、産学官連携により、関連施策を効果的に推進していく必要がある。

このため、市町、農業団体、研究機関等を構成員とする「栃木県スマート農業・農業DX推進会議（以下「会議」という。）」を設置し、現状・課題の共有や効果的な推進等に関する検討を行うこととする。

（活動内容等）

第2条 会議は、次に係る事項の活動等を行う。

- （1） 現状・課題の共有及び効果的な推進に関する検討
- （2） 先進技術の情報共有・発信
- （3） その他推進に向けて必要な事項

（組織）

第3条 会議は、会長、副会長及び構成団体をもって組織する。

- 2 会長は、栃木県農政部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、栃木県農業協同組合中央会農業対策部長の職にある者をもって充てる。
- 4 構成団体は、別表に掲げる団体をもって充てる。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（アドバイザー）

第4条 会議は、専門的な知見に基づく助言を得るため、必要に応じてアドバイザーを充てることができる。

- 2 アドバイザーは、推進会議に出席し、活動内容に関する意見を述べることができる。

（運営）

第5条 会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 特定の項目に関する検討を行う場合、必要に応じて関係者を招集し、分科会を開催することができる。

（事務局）

第6条 会議に関する事務局は、栃木県農政部農政課農政戦略推進室に置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、栃木県農政部農政課農政戦略推進室長をもって充てる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7(2025)年10月1日から施行する。

別表

栃木県スマート農業・農業DX推進会議構成団体

	団体名
1	栃木県農業協同組合中央会
2	全国農業協同組合連合会栃木県本部
3	栃木県開拓農業協同組合
4	(公社) 栃木県畜産協会
5	栃木県酪農協会
6	(公財) 栃木県農業振興公社
7	栃木県農業士会
8	栃木県女性農業士会
9	栃木県青少年クラブ協議会
10	宇都宮大学ロボティクス工農技術研究所
11	宇都宮市
12	足利市
13	栃木市
14	佐野市
15	鹿沼市
16	日光市
17	小山市
18	真岡市
19	大田原市
20	矢板市
21	那須塩原市
22	さくら市
23	那須烏山市
24	下野市
25	上三川町
26	益子町
27	茂木町
28	市貝町
29	芳賀町
30	壬生町
31	野木町
32	塩谷町
33	高根沢町
34	那須町
35	那珂川町
36	栃木県